成 +六年達示第十六号)

条研教条教研研研条研と条趣 の 程 は 京 都 大学大学 院 人 間 環 境 学 研 究科 以 下 人間 環境学研 究科」 という。) の 組 織 等 に 関 b 必 要 な 事 項 を定めるも

<u>ニ</u>への

4 3 2 第 人期人境間は間学・、・研 『・環境学研究科の校務をつかさどる。』、二年とし、再任を妨げない。ただし、引い・環境学研究科の専任の教授をもって充て,研究科に、研究科長を置く。

₹ 続 き四 年 を超 えることができな

2第 === 及び運営に関し境学研究科に、 )必要な事項は、教授会が、その重要事項を審議する 定める、 ಠ್ಠ 授会を置

第 四个 ・環境学研究科の教育学研究科の教育課程の修了その他そう研究科の教育課程のに掲げる事項について 育そのてにの編審 項事項人 項 間 環 境学研

及 び学位 の 授 する事

究科

第 相共共五(三

条内条事専専条専協前関生生条専 **『し必要な事項は、教授会の議を経て研究科のもののほか、人間・環境学研究科の専攻に、共生社会環境論講座、分子・生命環境論、現代文明論講座、比較文明論講座、文化、人間社会論講座、思想文化論講座、認知、境学研究科の専攻及び講座は、次に掲げる** るを然境学する。置環論講る 量くことが開講座、歴記講座、歴記 かできる。畑講座、物質のできる。水質のできる。 質会 相論言 関講語 論 座 科 学講 座 国 語 教

育

講

講 座

3 2

六へ

3 2 第 い な い 間 ・ 環 境 学研 究科 の 教 授 を もって

充てる。

**以の業務をつかさどる。** 一年とし、再任を妨げな 専攻に専攻長を置き、人

攻一専

八一七一

学研究科に置く事務 組 織 に うい ては、 京都 大学事 務 組 織 規 程 (平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

定め るもの の ほ か、 人間 環 境 学 研 究科 の 内 部 組 織 に つ しし て は 研究科長が定め